

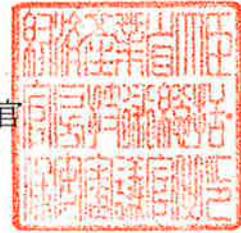
# 経済産業省

20230310保局第2号

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和5年3月20日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）一部を改正する規程

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）（20161005商局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

## 附 則

この規程は、令和5年3月20日から施行する。

(別紙)

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領 (内規)

(20161005商局第1号)の一部を改正する規程

新旧対照表

[改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。]

改正後	改正前
ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領 経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官	ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領 (内規) 経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 太田 雄彦
II. ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等に関する届出 (報告規則第4条の2及び原子力報告規則第4条の2関係) 1. 届出対象となる電気工作物等の種類 (略) 一 変圧器 (報告規則第1条第2項第12号に規定するポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の場合、電気事業法 (昭和39年法律第170号) <u>第38条第4項各号に掲げる事業を営む者が設置する柱上変圧器を除く。</u> ) 主要変圧器、所内変圧器、試験用変圧器、始動用変圧器、電気炉用変圧器、整流器用変圧器、接地変圧器、移動用変圧器等の変圧器及び自家用電気工作物を設置する者の柱上変圧器を対象とする。また、配電線路に施設される地上設置形変圧器及び地下設置形変圧器も対象とする。 二～十二 [略]  7. 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の管理状況届出 管理状況届出を要する場合は、前年度末に高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を設置している又は予備として有している場合である。事業用電気工作物を設置する者 (電気事業法 <u>第38条第4項各号に掲げる事業を営む者、自家用電気工作物を設置する者及び原子力発電工作物を設置する者を含み、小規模事業用電気工作物を設置する者を除く。</u> 以下同じ。)は、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を設置している又は予備として有しているかを把握するため、当該事業用電気工作物の保安監督に携わっている電気主任技術者、電気管理技術者又は電気保安法人に、当該事業用電気工作物の中に高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等に該当するものがあるか確認させることが必要である。確認の際には、毎年度、年次点検等において、上記1.のいずれかに該当する電気工作物等に表示された内容を目視で確認すること。ただし、これまでに行った確認の記録等を確認することや、当該事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者が確認した結果を電気主任技術者が確認す	II. ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等に関する届出 (報告規則第4条の2及び原子力報告規則第4条の2関係) 1. 届出対象となる電気工作物等の種類 (略) 一 変圧器 (報告規則第1条第2項第12号に規定するポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の場合、電気事業法 (昭和39年法律第170号) <u>第38条第3項各号に掲げる事業を営む者が設置する柱上変圧器を除く。</u> ) 主要変圧器、所内変圧器、試験用変圧器、始動用変圧器、電気炉用変圧器、整流器用変圧器、接地変圧器、移動用変圧器等の変圧器及び自家用電気工作物を設置する者の柱上変圧器を対象とする。また、配電線路に施設される地上設置形変圧器及び地下設置形変圧器も対象とする。 二～十二 [略]  7. 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の管理状況届出 管理状況届出を要する場合は、前年度末に高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を設置している又は予備として有している場合である。事業用電気工作物を設置する者 (電気事業法 <u>第38条第3項各号に掲げる事業を営む者、自家用電気工作物を設置する者及び原子力発電工作物を設置する者を含む。</u> 以下同じ。)は、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を設置している又は予備として有しているかを把握するため、当該事業用電気工作物の保安監督に携わっている電気主任技術者、電気管理技術者又は電気保安法人に、当該事業用電気工作物の中に高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等に該当するものがあるか確認させることが必要である。確認の際には、毎年度、年次点検等において、上記1.のいずれかに該当する電気工作物等に表示された内容を目視で確認すること。ただし、これまでに行った確認の記録等を確認することや、当該事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者が確認した結果を電気主任技術者が確認することでも差し支えない。なお、確認にあたって

ることでも差し支えない。なお、確認にあたっては、事業用電気工作物を設置する者は、電気主任技術者、電気管理技術者又は電気保安法人の指摘、指示等に従い、安全上の配慮を十分に行うとともに、やむを得ず、無停電点検にて現場確認を行わせることとなる場合には、感電の恐れがある充電部に決して近づかないよう細心の注意を払わせること。

管理状況届出書の提出にあたっては、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置者等は、当該年度の6月30日までに当該高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置場所等を管轄する産業保安監督部長等に届け出ること。

管理状況届出書の作成にあたっては、報告規則様式13の6又は原子力報告規則様式第7の備考のほか、次の各号に従うこと。

一～五 (略)

#### 1 1. 関係機関への情報提供

各産業保安監督部等（産業保安監督部の支部、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署及び那覇産業保安監督事務所並びに原子力発電所に属するもの）にあつては経済産業省。以下同じ。）は、関係機関（環境省並びに都道府県及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成13年政令第215号）第8条で定める市（以下「都道府県等」という。））から報告規則又は原子力報告規則に係る情報の提供を求められた場合には、速やかに提供すること。

なお、当該求められた情報に個人情報が含まれる場合にあつては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に基づき対応すること。

その際、届出を行う設置者に対して個人情報保護法第62条の利用目的の明示を行うため、各届出書の様式において、PCB特措法第21条第2項及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に基づき、届出の内容については、環境省及び都道府県等へ情報提供することがある旨を記載すること。

また、各産業保安監督部等は、毎年度、届出のあったポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置等届出書、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況届出書若しくは高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況変更届出書又はポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物設置等届出書、ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物変更届出書、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物管理状況届出書若しくは高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物管理状況変更届出書のうち、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の廃止予定年月が期限を超えているものが含まれている場合にあつては、当該届出書及び期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類の写しを、該

は、事業用電気工作物を設置する者は、電気主任技術者、電気管理技術者又は電気保安法人の指摘、指示等に従い、安全上の配慮を十分に行うとともに、やむを得ず、無停電点検にて現場確認を行わせることとなる場合には、感電の恐れがある充電部に決して近づかないよう細心の注意を払わせること。

管理状況届出書の提出にあたっては、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置者等は、当該年度の6月30日までに当該高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置場所等を管轄する産業保安監督部長等に届け出ること。

管理状況届出書の作成にあたっては、報告規則様式13の6又は原子力報告規則様式第7の備考のほか、次の各号に従うこと。

一～五 (略)

#### 1 1. 関係機関への情報提供

各産業保安監督部等（産業保安監督部の支部、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署及び那覇産業保安監督事務所並びに原子力発電所に属するもの）にあつては経済産業省。以下同じ。）は、関係機関（環境省並びに都道府県及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成13年政令第215号）第8条で定める市（以下「都道府県等」という。））から報告規則又は原子力報告規則に係る情報の提供を求められた場合には、速やかに提供すること。

なお、当該求められた情報に個人情報が含まれる場合にあつては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行個法」という。）に基づき対応すること。

その際、届出を行う設置者に対して行個法第4条の利用目的の明示を行うため、各届出書の様式において、PCB特措法第21条第2項及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に基づき、届出の内容については、環境省及び都道府県等へ情報提供することがある旨を記載すること。

また、各産業保安監督部等は、毎年度、届出のあったポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置等届出書、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況届出書若しくは高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況変更届出書又はポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物設置等届出書、ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物変更届出書、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物管理状況届出書若しくは高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物管理状況変更届出書のうち、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の廃止予定年月が期限を超えているものが含まれている場合にあつては、当該届出書及び期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類の写しを、該

当する都道府県等に適時提供すること。

当する都道府県等に適時提供すること。